

【客観的な指標の算出について】

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

・学則第12条1各授業科目の課程終了の認定は、原則としてその授業を終了した学期末試験及びその他適当な方法で判定した成績により、所定の単位を与える。2各授業科目の出席時間が指定時間数の3分の2(教育実習・保育実習・介護実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。第13条1成績の評価は、A(優)80点以上、B(良)70点以上、C(可)60点以上、D(不可)59点以下とし、C以上を合格とする。第14条1本校を卒業するためには、こども未来学科の学生は2年以上、こども教育学科は4年以上、介護ふくし学科及び健康スポーツ学科の学生は2年以上在学し、別表第1、別表第2、別表3及び別表4に定めるところによりこども未来学科スポーツ保育士コース(2年制)は93単位、幼稚園教諭・保育士コース(3年制)は96単位、小学校/幼稚園教諭・保育士コース(4年制)は145単位、こども教育学科は180単位、介護ふくし学科は90単位、健康スポーツ学科は78単位以上を修得しなければならない。2本校にこども未来学科は2年以上、こども教育学科は4年以上、介護ふくし学科及び健康スポーツ学科は2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、校長が卒業を認定する。3校長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。4本校のこども未来学科、介護ふくし学科及び健康スポーツ学科を卒業した者は、専門士と称することができる。こども教育学科を卒業した者は、高度専門士と称することができる。5介護福祉士実務者研修を修了するためには、別表5に定めるところによる時間を修得しなければならない。第15条1本校において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科	免許状及び資格の種類
こども未来学科	保育士資格
介護ふくし学科	介護福祉士受験資格
健康スポーツ学科	介護職員初任者研修修了
介護福祉士実務者研修	介護福祉士実務者研修修了

2保育士の資格を取得しようとする者は、第14条に規定する卒業要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定及び平成22年厚生労働省告示第278号に定める科目及び単位を含む別表1に定める科目及び単位を修得しなければならない。3介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、第14条に規定する卒業要件を充足し、かつ社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第3項に定める科目及び単位を含む別表3に定める科目及び単位を修得しなければならない。

4 介護職員初任者研修修了の資格を取得しようとする者は、第14条に規定する卒業要件を充足し、かつ介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）に定める科目及び単位を含む別表4に定める科目及び単位を修得しなければならない。5 介護福祉士実務者研修修了の資格を取得しようとする者は、第14条に規定する修了要件を充足し、かつ社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2第二項イに規定する厚生労働大臣が定める基準（平成23年厚生労働省令第132号）に定める科目及び時間を含む別表5に定める科目及び時間を修得しなければならない。上記学則第12条から第15条の規定に基づき、授業計画の方法・基準を示したうえで、成績評価のための試験を実施し、実習成果及び授業履修状況を勘案し、就業成果を判定している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 履修科目の試験結果を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する
(100点満点で点数化)
2. 年2回の試験結果に基づき1の方法により学生毎の平均点を算出している。